

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第 6 章 通 関			第 6 章 通 関		
第 3 節 一般輸入通関			第 3 節 一般輸入通関		
（他法令による許可、承認等の確認） 70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)~(4) （省略）			（他法令による許可、承認等の確認） 70-3-1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。 (1)~(4) （同左）		
別表第 1			別表第 1		
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. （省略）	（省略）	（省略）	イ. （同左）	（同左）	（同左）
ロ. 輸入制限、禁止関係 （イ）～（ツ）（省略）	（省略）	（省略）	ロ. 輸入制限、禁止関係 （イ）～（ツ）（同左）	（同左）	（同左）
（ネ）農薬取締法 （昭和 23 年法律第 82 号）	（省略）	(1) 輸入物品が第 2 条《定義》に規定する農薬である場合には、第 3 条第 9 項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの若しくはその写し（輸入者と登録票の名義人が異なる場合には、これらの書類及び「委	（ネ）農薬取締法 （昭和 23 年法律第 82 号）	（同左）	(1) 輸入物品が第 2 条《定義》に規定する農薬である場合には、第 3 条第 9 項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」又はその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において証明した登録票の写しに原本の記載と相違ない旨を証明したもの又はその写し

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>(ナ)～(ム) (省略)</p>	<p>(省略)</p>	<p><u>任状」又はその写し)</u>                      (2) 輸入物品が第34条《外国製造農薬の登録》に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、<u>当該輸入物品の容器の同条第6項において準用する第16条《製造者及び輸入者の農薬の表示》の規定による表示、同項において準用する第3条第9項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの若しくはその写し（輸入者と登録票の名義人が異なる場合には、これらの書類及び「委任状」又はその写し)</u>                      (3) (省略)</p>	<p>(ナ)～(ム) (同左)</p>	<p>(同左)</p>	<p>(2) 輸入物品が第34条《外国製造農薬の登録》に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、同条第6項において準用する第16条《製造者及び輸入者の農薬の表示》<u>に規定する表示がされていることを当該輸入物品に明示されていることの確認</u>                      (3) (同左)</p>
<p>別表第 2 (省略)</p>			<p>別表第 2 (同左)</p>		

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>（委任事項についての税関長への報告）</p> <p>107-1 令第 92 条の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、1 月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。</p> <p>イ～ロ （省略）</p> <p>ハ 法第 134 条第 2 項</p> <p>ニ 法第 <u>146</u> 条第 1 項</p> <p>ホ 法第 <u>146</u> 条第 2 項</p> <p><u>ヘ</u> 法第 <u>146</u> 条第 3 項</p> <p><u>ト</u> 法第 <u>147</u> 条第 1 項、第 2 項</p> <p><u>チ</u> 定率法第 19 条第 1 項</p> <p><u>リ</u> 関税法に関する臨時特例法第 14 条</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>（委任事項についての税関長への報告）</p> <p>107-1 令第 92 条の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、1 月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。</p> <p>イ～ロ （同左）</p> <p>ハ 法第 134 条第 <u>1</u> 項、第 2 項</p> <p>ニ 法第 <u>138</u> 条第 1 項</p> <p>ホ 法第 <u>138</u> 条第 2 項</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>ヘ</u> 法第 <u>139</u> 条</p> <p><u>ト</u> 定率法第 19 条第 1 項</p> <p><u>チ</u> 関税法に関する臨時特例法第 14 条</p>